

# 民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法 (児童福祉法第16条により児童委員を兼務)



225,356人  
(令和4年12月1日現在)

※活動費は地方  
交付税の積算に  
算定

- 特別職の地方公務員(無報酬)
- 任期3年
- 守秘義務あり

【委嘱】

厚生労働大臣

【推薦】

都道府県知事等

【意見】

(努力義務)

地方社会福祉審議会

【推薦】

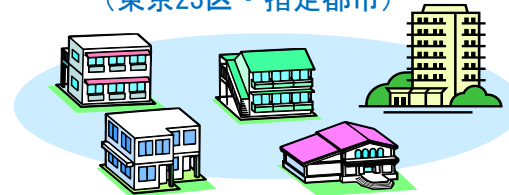
市町村 民生委員推薦会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

## ＜民生委員・児童委員の活動＞

【都市部】

(東京23区・指定都市)



220～440世帯

【担当区域】

【町村部】



70～200世帯

行政・社協・学校・  
社会福祉施設・  
地域包括支援  
センター等

【連携】

【支援】

民生委員  
児童委員  
協議会

【活動内容】

＜調査・実態把握＞

＜相談・支援＞ ＜地域福祉活動＞ ＜定例会・研修等＞



＜行事・会議等への参加＞

＜証明事務＞



＜訪問＞

